

地方拠点強化税制の概要

- 【拡充型事業】 地方活力向上地域において本社機能を拡充し、特定業務施設を整備する事業
- 【移転型事業】 東京23区にある本社機能を地方活力向上地域に移転し、特定業務施設を整備する事業

◎地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定（令和6年3月31日まで）を受けるための主な要件 ※工事着工等、賃貸借契約締結前までに認定を受けることが必要です

【拡充型事業】

- ・認定要件：特定業務施設で常時雇用従業員増加数が5人（中小2人）以上
- ・対象施設：事務所、研究所、研修所、工場内の研究開発施設
- ・対象区域：地域再生計画で指定された都道府県の一部の区域

【移転型事業】

- ・認定要件：特定業務施設で常時雇用従業員増加数が5人（中小2人）以上、かつ、従業員増加に関する以下の転勤者
 - ①計画期間中、増加数の過半数が東京23区からの転勤者 又は
 - ②初年度に過半数が転勤者であれば、計画期間中は1/4以上で可
- ・対象施設：事務所、研究所、研修所、工場内の研究開発施設
- ・対象区域：地域再生計画で指定された都道府県の一部の区域、小規模オフィス等の立地環境が整った中山間地域等

◎地方拠点強化税制

■ オフィスの特減税特例措置～取得価格2,000万円以上（中小企業者1,000万円以上）

【拡充型事業】 建物、建物付属設備及び構築物の取得価格に対し特別償却15%又は税額控除4%

【移転型事業】 建物、建物付属設備及び構築物の取得価格に対し特別償却25%又は税額控除7%

※限度額は税額控除を活用する場合、当期法人税額等の20%

■ 雇用促進税制の特例措置～適用年度中に雇用者（雇用保険一般被保険者）の数が2人以上の増加等

【拡充型事業】 雇用者増加数1人当たり最大30万円*を税額控除

【移転型事業】 雇用者増加数1人当たり最大90万円(80万円*)を税額控除

（最大50万円（注） + 上乗せ分40万円（30万円*））

〈上乗せ分について〉

上乗せ分40万円は最大3年間継続（40万円×3年 = 120万円）

ただし、特定業務施設の雇用者数又は法人全体の雇用者数が減少した場合、以後は不適用

特定業務施設の雇用者増加数に応じ税額控除

雇用促進税制の上乗せ分とオフィス減税は併用可

*増加雇用者が転勤者の場合は減額（△10万円）。非正規の新規雇用者は対象外。

法人全体の雇用増加数が上限

■ 中小機構による債務保証～補償限度額：15億円、保障割合：借入及び社債の元本の30%、保障期間：10年以内

地方拠点強化税制の概要

◎問合せ先等

■ 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定について

【北海道経済部産業振興局産業振興課】

HP : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/tihoukyotennkyoukazeisei.htm>

TEL:011-204-5328

■ 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の運用に関するガイドライン、 本社機能の強化を行う事業者に対する特例Q&Aなどについて

【内閣府地方創生推進事務局】

HP : <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/sakusei.html>

TEL:03-5510-2474

■ 地方拠点強化税制全般、設備投資減税について

【経済産業省地域企業高度化推進課】

TEL : 03-3501-0645

■ 雇用促進税制について

【厚生労働省職業安定局雇用政策課】

HP : http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/roudouseisaku/koyousokushinzei.html

TEL:03-3502-6770

- ・雇用促進計画の提出に関すること：本店、本社を管轄するハローワーク
- ・雇用保険適用事業所設置届に関すること：特定業務施設を整備する場所を管轄するハローワーク
- ・労働保険適用事業場となるための手続きに関すること：最寄の労働基準監督署

■ 雇用促進税制・オフィス減税の申告について

最寄りの税務署

■ 中小機構による債務保証業務について

【独立行政法人中小企業基盤整備機構】

HP : <http://www.smrj.go.jp/sme/funding/guarantee/index.html>

TEL:03-5470-1575